

(林業信用保証業務関係者限り)

独信基 500 令和 6 年度第 367 号
令和 7 年 3 月 31 日

林業・木材産業関係団体各位

独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 牧元 幸司
(公印省略)

林業信用保証業務に係る出資に関する規程の変更について

謹啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当信用基金の林業信用保証業務につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当信用基金では、林業信用保証業務に係る出資に関する規程の一部を別紙新旧対照表のとおり変更しましたので、お知らせいたします。

なお、一部変更後の林業信用保証業務に係る出資に関する規程は、当信用基金のホームページ (<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/jigyousya/kiteirui.html>) に掲載いたします。

敬白

担当：林業信用保証管理部 鈴木、大澤
電話 03-3434-7825
kikin-ringyo@jaffic.go.jp

林業信用保証業務に係る出資に関する規程（平成 28 年 12 月 5 日独信基 302 平成 28 年度第 150 号） 新旧対照表

変更後	変更前
<p>(民間林業出資者の名称変更等の届出書)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 信用基金は、民間林業出資者について前条第 3 項第 1 号の事項に変更があったことを知ったときは、その内容に応じ、民間林業出資者に対して、次に掲げる届出書を速やかに信用基金に提出させるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 相続届（様式 8）を提出する場合</p> <p>ア 被相続人の<u>出生から死亡までの戸籍全部事項証明書、改製原戸籍及び住民票の除票（本籍地の記載があるものに限る。）</u></p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>3 信用基金は、第 1 項第 2 号の規定により届出が行われたときは、相続人に対して、相続した持分の額及び相続後の持分の残高を通知するものとする。</u></p>	<p>(民間林業出資者の名称変更等の届出書)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 信用基金は、民間林業出資者について前条第 3 項第 1 号の事項に変更があったことを知ったときは、その内容に応じ、民間林業出資者に対して、次に掲げる届出書を速やかに信用基金に提出させるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 相続届（様式 8）を提出する場合</p> <p>ア 被相続人の戸籍全部事項証明書<u>（附票を含む。）</u>及び改製原戸籍</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

変更後

変更前

(様式1)

出資申請書
(林業信用保証業務)

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 宛

(申請者)

ふりがな	()
住 所 又は 本店所在地	()
ふりがな	
氏 名 又は 法人名	
電話番号	(- -)

独立行政法人農林漁業信用基金 (林業信用保証業務)	出資額	円
------------------------------	-----	---

林業信用保証業務に係る出資持分の取得のため、「出資持分に係る留意点」を了承の上、上記金額による出資を印鑑証明書^{注2}を添えて申し込みます。
私(当法人)は、貴基金の判断により、貴基金が指定した譲渡人の出資持分を譲り受けることにより上記出資持分を取得する場合がありますことに同意します。
なお、本申請書及び添付の書類における情報は、貴基金における出資持分に関する手続に使用されることを条件に提供します。

- (注) 1 信託する場合は、信託契約書の写しを添付してください。
2 印鑑証明書は、発行から3か月以内のもの(その写しを含みます。)に限ります。
3 住所又は本店所在地は、印鑑証明書の表記のとおり記載してください。
4 本申請書は、電磁的記録により作成することができます。

(様式1)

出資申請書
(林業信用保証業務)

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 宛

(申請者)

ふりがな	()
住 所 又は 本店所在地	()
ふりがな	
氏 名 又は 法人名	
電話番号	(- -)

独立行政法人農林漁業信用基金 (林業信用保証業務)	出資額	円
------------------------------	-----	---

林業信用保証業務に係る出資持分の取得のため、「出資持分に係る留意点」を了承の上、上記金額による出資を印鑑証明書^{注2}を添えて申し込みます。
私(当法人)は、貴基金の判断により、貴基金が指定した譲渡人の出資持分を譲り受けることにより上記出資持分を取得する場合がありますことに同意します。
なお、本申請書及び添付の書類における情報は、貴基金における出資持分に関する手続に使用されることを条件に提供します。

- (注) 1 信託する場合は、信託契約書の写しを添付してください。
2 印鑑証明書は、発行から3か月以内のもの(その写しを含みます。)に限ります。
3 (新設) 本申請書は、電磁的記録により作成することができます。

変更後

変更前

(様式2)

出資持分譲渡・譲受申請書
(林業信用保証業務)

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 宛

独立行政法人農林漁業信用基金 (林業信用保証業務)	譲渡しを希望する 出資持分の額	円
------------------------------	--------------------	---

上記出資持分を譲り渡したいので、「出資持分に係る留意点」を了承の上、譲渡人及び譲受人が連署し、申請します。

なお、本申請書及び添付の書類における情報は、貴基金における出資持分に関する手続においてのみ使用されることを条件に提供します。

譲渡人	ふりがな	(千 -)
	住所 又は 本店所在地	
	ふりがな	
	氏名 又は 法人名	
	電話番号	(- -)

譲受人	ふりがな	(千 -)
	住所 又は 本店所在地	
	ふりがな	
	氏名 又は 法人名	
	電話番号	(- -)

- (注) 1 信託する場合は、信託契約書の写しを添付してください。
 2 譲渡人及び譲受人の印鑑証明書（個人にあっては、住民票（発行から3か月以内のものに限るものとし、他の世帯員に関する情報並びに個人番号（マイナンバー）及び本籍地の記載は、要しないものとします。）でもよいものとします。）（これらの写しを含みます。）を添付して提出してください。
 3 譲渡人の氏名・法人名又は住所に変更がある場合は、本申請書に加え、「氏名・名称又は住所変更届」（様式7）とこれに必要な書類を提出してください。
 なお、出資持分の額が不明な場合は、本申請書を提出する前に、出資持分残高の照会をしてください。
 4 住所又は本店所在地は、印鑑証明書（個人にあっては、住民票でもよいものとします。）の表記のとおり記載してください。
 5 本申請書は、電磁的記録により作成することができます。

(様式2)

出資持分譲渡・譲受申請書
(林業信用保証業務)

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 宛

独立行政法人農林漁業信用基金 (林業信用保証業務)	譲渡しを希望する 出資持分の額	円
------------------------------	--------------------	---

上記出資持分を譲り渡したいので、「出資持分に係る留意点」を了承の上、譲渡人及び譲受人が連署し、申請します。

なお、本申請書及び添付の書類における情報は、貴基金における出資持分に関する手続においてのみ使用されることを条件に提供します。

譲渡人	ふりがな	(千 -)
	住所 又は 本店所在地	
	ふりがな	
	氏名 又は 法人名	
	電話番号	(- -)

譲受人	ふりがな	(千 -)
	住所 又は 本店所在地	
	ふりがな	
	氏名 又は 法人名	
	電話番号	(- -)

- (注) 1 信託する場合は、信託契約書の写しを添付してください。
 2 譲渡人及び譲受人の印鑑証明書（個人にあっては、住民票（発行から3か月以内のものに限るものとし、他の世帯員に関する情報並びに個人番号（マイナンバー）及び本籍地の記載は、要しないものとします。）でもよいものとします。）（これらの写しを含みます。）を添付して提出してください。
 3 譲渡人の氏名・法人名又は住所に変更がある場合は、本申請書に加え、「氏名・名称又は住所変更届」（様式7）とこれに必要な書類を提出してください。
 なお、出資持分の額が不明な場合は、本申請書を提出する前に、出資持分残高の照会をしてください。
 (新設)
 4 本申請書は、電磁的記録により作成することができます。

変更後

変更前

(様式3)

出資持分払戻請求書

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 宛

(出資者)

ふりがな	(〒 -)
住 所 又は 本店所在地	
ふりがな	
氏 名 又は 法人名	
電話番号	(- -)

払戻しを請求する出資持分の額	円
----------------	---

林業信用保証業務に係る出資持分の払戻しを請求したく、下記事項を了承の上、本人であることを証明する書類として、印鑑証明書^{註1}及び通帳、キャッシュカード等の写しその他の送金口座の分かるものを添えて申請します。
なお、本申請書及び添付の書類における情報は、貴基金における出資持分に関する手続きのみ使用されることを条件に提供します。

記

- 1 独立行政法人農林漁業信用基金法第7条の2第2項及び独立行政法人農林漁業信用基金法施行規則第2条に基づき、出資持分の払戻請求の書類を信用基金が受理した日時点で公表されている同法第15条第2号に規定する林業信用保証業務に係る直近の貸借対照表において純資産額が資本金の合計額を下回る場合には、払戻請求額の全てが払い戻されるものではありません。
- 2 保証利用者の方の請求は、独立行政法人農林漁業信用基金法第7条の2第3項第1号の規定に基づき、請求者の方に代わって信用基金が保証債務に係る弁済をしないことが明らかになるまで払戻しが停止されることがあります。
- 3 信用基金が求償権を有している方の請求は、独立行政法人農林漁業信用基金法第7条の2第3項第2号の規定に基づき、当該求償権に係る債務が完済されるまで払戻しが停止されることがあります。

- (注) 1 印鑑証明書(個人にあっては、住民票(発行から3か月以内のものに限るものとし、他の世帯員に関する情報並びに個人番号(マイナンバー)及び本籍地の記載は、要しないものとします。)でもよいものとします。)(これらの写しを含みます。)を添付して提出してください。
- 2 氏名若しくは法人名又は住所に変更がある場合は、本請求書に加え、「氏名・名称又は住所変更届」(様式7)とこれに必要な書類を提出してください。
なお、出資持分の額が不明な場合は、本請求書を提出する前に、出資持分残高の照会をしてください。
- 3 住所又は本店所在地は、印鑑証明書(個人にあっては、住民票でもよいものとします。)の表記のとおり記載してください。
- 4 本請求書は、電磁的記録により作成することができます。

(様式3)

出資持分払戻請求書

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 宛

(出資者)

ふりがな	(〒 -)
住 所 又は 本店所在地	
ふりがな	
氏 名 又は 法人名	
電話番号	(- -)

払戻しを請求する出資持分の額	円
----------------	---

林業信用保証業務に係る出資持分の払戻しを請求したく、下記事項を了承の上、本人であることを証明する書類として、印鑑証明書^{註1}及び通帳、キャッシュカード等の写しその他の送金口座の分かるものを添えて申請します。
なお、本申請書及び添付の書類における情報は、貴基金における出資持分に関する手続きのみ使用されることを条件に提供します。

記

- 1 独立行政法人農林漁業信用基金法第7条の2第2項及び独立行政法人農林漁業信用基金法施行規則第2条に基づき、出資持分の払戻請求の書類を信用基金が受理した日時点で公表されている同法第15条第2号に規定する林業信用保証業務に係る直近の貸借対照表において純資産額が資本金の合計額を下回る場合には、払戻請求額の全てが払い戻されるものではありません。
- 2 保証利用者の方の請求は、独立行政法人農林漁業信用基金法第7条の2第3項第1号の規定に基づき、請求者の方に代わって信用基金が保証債務に係る弁済をしないことが明らかになるまで払戻しが停止されることがあります。
- 3 信用基金が求償権を有している方の請求は、独立行政法人農林漁業信用基金法第7条の2第3項第2号の規定に基づき、当該求償権に係る債務が完済されるまで払戻しが停止されることがあります。

- (注) 1 印鑑証明書(個人にあっては、住民票(発行から3か月以内のものに限るものとし、他の世帯員に関する情報並びに個人番号(マイナンバー)及び本籍地の記載は、要しないものとします。)でもよいものとします。)(これらの写しを含みます。)を添付して提出してください。
- 2 氏名若しくは法人名又は住所に変更がある場合は、本請求書に加え、「氏名・名称又は住所変更届」(様式7)とこれに必要な書類を提出してください。
なお、出資持分の額が不明な場合は、本請求書を提出する前に、出資持分残高の照会をしてください。
- 3 本請求書は、電磁的記録により作成することができます。

変更後

(様式6)

独立行政法人農林漁業信用基金（林業信用保証業務）出資者原票

(略)

別紙

出資者原票記載要領

- 1・2 (略)
- 3 「年月日」欄には、次の各号の手續に応じて記入する。
 - (1) (略)
 - (2) 出資者の持分（以下「持分」という。）の譲渡し又は譲受けに係る必要書類がすべて整った日
 - (3) 氏名・名称又は住所変更、相続、合併又は会社分割の各届出に係る必要書類がすべて整った日
 - (4) (略)
- 4～10 (略)

変更前

(様式6)

独立行政法人農林漁業信用基金（林業信用保証業務）出資者原票

(略)

別紙

出資者原票記載要領

- 1・2 (略)
- 3 「年月日」欄には、次の各号の手續に応じて記入する。
 - (1) (略)
 - (2) 出資者の持分（以下「持分」という。）の譲渡し又は譲受けに係る申請書の受理日
 - (3) 氏名・名称又は住所変更届、相続届、合併届又は会社分割届の各受理日
 - (4) 基金法第7条の2第2項又は通則法第46条の3第3項の規定による持分の払戻しを行った日
- 4～10 (略)

変更後

変更前

(様式7)

(様式7)

氏名・名称又は住所変更届

氏名・名称又は住所変更届

年 月 日

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 宛

独立行政法人農林漁業信用基金 宛

(削る。)
(削る。)
(削る。)

(出資者) 住 所 〒 _____
氏名又は法人名 _____
電話番号 (_____ - _____)

下記のとおり変更しましたので、「出資持分に係る留意点」を了承の上、届出いたします。
なお、本申請書及び添付の書類における情報は、貴基金における出資持分に関する手続きのみ使用されることを条件に提供します。

下記のとおり変更しましたので、届出いたします。
なお、本申請書及び添付の書類における情報は、貴基金における出資持分に関する手続きのみ使用されることを条件に提供します。

記

記

変更前	ふりがな	(〒 _____ - _____)
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名 又は 法人名	
	電話番号	(_____ - _____)

変更前	ふりがな	(〒 _____ - _____)
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名 又は 法人名	

(新設)

変更後	ふりがな	(〒 _____ - _____)
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名 又は 法人名	
	電話番号	(_____ - _____)

変更後	ふりがな	(〒 _____ - _____)
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名 又は 法人名	

(新設)

変更事由	
------	--

変更事由	
------	--

(削る。)

出資持分の額	円
--------	---

- (注) 1 法人の場合は、履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（いずれも発行から3か月以内のものに限るものとし、登記情報提供サービスを利用して取得したものを除きます。）（これらの写しを含みます。）を添付してください。
2 個人の場合は、住民票（発行から3か月以内のものに限るものとし、かつ、他の世帯員に関する情報並びに個人番号（マイナンバー）及び本籍地の記載は要しないものとし、その写しを含みます。以下同じです。）、氏名に変更がある場合には、住民票及び戸籍個人事項証明書（その写しを含みます。）その他の旧氏名が分かる書類を添付してください。
3 変更前の欄はすべて記載してください。変更後の欄は変更のあった箇所のみ記載してください。
4 住所は、法人の場合は履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の表記のとおり、個人の場合は住民票の表記のとおり記載してください。
5 本届出書は、電磁的記録により作成することができます。

- (注) 1 法人の場合は、履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（いずれも発行から3か月以内のものに限るものとし、登記情報提供サービスを利用して取得したものを除きます。）（これらの写しを含みます。）を添付してください。
2 個人の場合は、住民票（発行から3か月以内のものに限るものとし、かつ、他の世帯員に関する情報並びに個人番号（マイナンバー）及び本籍地の記載は要しないものとし、その写しを含みます。以下同じです。）、氏名に変更がある場合には、住民票及び戸籍個人事項証明書（その写しを含みます。）その他の旧氏名が分かる書類を添付してください。
(新設)
(新設)
3 本届出書は、電磁的記録により作成することができます。

変更後

変更前

(様式8)

(様式8)

相続届

相続届

貴基金に出資しておりました(A) は、 年 月 日死亡しました。

貴基金に出資しておりました(A) は、 年 月 日死亡しました。

相続人全員協議の結果、貴基金に対する出資の持分を下表Bの相続人が相続することになりましたので、「出資持分に係る留意点」を了承の上、必要な書類を添えて届出いたします。

相続人全員協議の結果、貴基金に対する出資の持分を下表Bの相続人が相続することになりましたので、必要な書類を添えて届出いたします。

また、今後出資持分の相続につき紛争が生じましても、貴基金には一切迷惑をかけることを相続人全員が連帯して誓約します。

また、今後出資持分の相続につき紛争が生じましても、貴基金には一切迷惑をかけることを相続人全員が連帯して誓約します。

なお、本届出書及び添付の書類に記載した情報は、貴基金における出資持分に関する手続においてのみ使用されることを条件に提供します。

なお、本届出書及び添付の書類に記載した情報は、貴基金における出資持分に関する手続においてのみ使用されることを条件に提供します。

年 月 日

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 宛

独立行政法人農林漁業信用基金 宛

A【被相続人】

氏名	
出資持分の額	円

A【被相続人】

氏名	
出資持分の額	円

B【出資持分の相続人】

1	(ふりがな)	(〒 -)			被相続人との続柄
	住所				
	(ふりがな)				被相続人との続柄
	氏名	実印			
相続分	円	電話番号			
2	(ふりがな)	(〒 -)			被相続人との続柄
	住所				
	(ふりがな)				被相続人との続柄
	氏名	実印			
相続分	円	電話番号			

B【出資持分の相続人】

1	(ふりがな)	(〒 -)			被相続人との続柄
	住所				
	(ふりがな)				被相続人との続柄
	氏名	実印			
相続分	円	電話番号			
2	(ふりがな)	(〒 -)			被相続人との続柄
	住所				
	(ふりがな)				被相続人との続柄
	氏名	実印			
相続分	円	電話番号			

C【出資持分を相続しない法定相続人】

被相続人との続柄	住所	氏名
		実印

C【出資持分を相続しない法定相続人】

被相続人との続柄	住所	氏名
		実印

- (注) 1 本届出書は、相続確定後速やかに提出してください。
 2 記入欄が足りない場合は、別紙に必要事項を記載して、添付してください。
 3 ①現出資名義人(被相続人)の出生から死亡までの戸籍全部事項証明書、改製原戸籍及び住民票の除票(本籍地の記載のあるものに限ります。)、②法定相続人全員の戸籍個人事項証明書、③法定相続人全員の印鑑証明書及び④相続関係説明図(その写しを含みます。)を添付してください。
 4 3の①、②及び④は、法務局発行の認証文付き法定相続情報一覧図をもって代えることができます。
 5 住所は、印鑑証明書の表記のとおり記載してください。

- (注) 1 本届出書は、相続確定後速やかに提出してください。
 2 記入欄が足りない場合は、別紙に必要事項を記載して、添付してください。
 3 ①現出資名義人(被相続人)の戸籍全部事項証明書(附票を含みます。)、改製原戸籍、②法定相続人全員の戸籍個人事項証明書、③法定相続人全員の印鑑証明書及び④相続関係説明図(その写しを含みます。)を添付してください。
 4 3の①、②及び④は、法務局発行の認証文付き法定相続情報一覧図をもって代えることができます。
 (新設)

変更後

変更前

(様式9)

合併届

(A) は、年 月 日に合併により、貴基金に出資していました下表に記載した (B) の一切の権利義務を承継することとなりましたので、「出資持分に係る留意点」を了承の上、必要な書類を添えて届出いたします。
 なお、本届出書及び添付の書類における情報は、貴基金における出資持分に関する手続きのみ使用されることを条件に提供します。

(様式9)

合併届

(A) は、年 月 日に合併により、貴基金に出資していました下表に記載した (B) の一切の権利義務を承継することとなりましたので、必要な書類を添えて届出いたします。
 なお、本届出書及び添付の書類における情報は、貴基金における出資持分に関する手続きのみ使用されることを条件に提供します。

年 月 日

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 宛

独立行政法人農林漁業信用基金 宛

(A) 存続 (新設) 法人	(ふりがな)	
	法人名	
	(ふりがな)	
	代表者名	
	(ふりがな)	
	本店所在地	(〒 -)
	電話番号	
	出資持分の額	円
(B) 消滅法人	法人名	
	本店所在地	(〒 -)
	出資持分の額	円
	法人名	
	本店所在地	(〒 -)
	出資持分の額	円

(A) 存続 (新設) 法人	(ふりがな)	
	法人名	
	(ふりがな)	
	代表者名	
	(ふりがな)	
	本店所在地	(新設)
	電話番号	
	出資持分の額	円
(B) 消滅法人	法人名	
	本店所在地	(新設)
	出資持分の額	円
	法人名	
	本店所在地	(新設)
	出資持分の額	円

- (注) 1 本届出書は、合併後速やかに提出してください。なお、存続(新設)法人において、保証の利用がある場合には、保証契約と同時に本届出書の提出を行ってください。
 2 合併先の法人分の履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（いずれも発行から3か月以内のものに限るものとし、かつ、登記情報提供サービスを利用して取得したものを除くものとし、それらの写しを含みます。）を添付してください。
 3 記入欄が足りない場合は、別紙に必要事項を記載して、添付してください。
 4 本店所在地は、履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の表記のとおり記載してください。
 5 本届出書は、電磁的記録により作成することができます。

- (注) 1 本届出書は、合併後速やかに提出してください。なお、存続(新設)法人において、保証の利用がある場合には、保証契約と同時に本届出書の提出を行ってください。
 2 合併先の法人分の履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（いずれも発行から3か月以内のものに限るものとし、かつ、登記情報提供サービスを利用して取得したものを除くものとし、それらの写しを含みます。）を添付してください。
 3 記入欄が足りない場合は、別紙に必要事項を記載して、添付してください。
 4 (新設)
 4 本届出書は、電磁的記録により作成することができます。

変更後

変更前

(様式10)

(様式10)

会社分割届

会社分割届

(A) は、 年 月 日に会社分割により、貴基金に出資していました (B) の権利義務を承継することとなりましたので、「出資持分に係る留意点」を了承の上、必要な資料を添えて届出いたします。

(A) は、 年 月 日に会社分割により、貴基金に出資していました (B) の権利義務を承継することとなりましたので、必要な資料を添えて届出いたします。

なお、本届出書及び添付の書類における情報は、貴基金における出資持分に関する手続きのみ使用されることを条件に提供いたします。

なお、本届出書及び添付の書類における情報は、貴基金における出資持分に関する手続きのみ使用されることを条件に提供いたします。

年 月 日

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 宛

独立行政法人農林漁業信用基金 宛

分割承継法人 (出資持分承継法人)	(ふりがな)	
	法人名	
	(ふりがな)	
	代表者名	
	(ふりがな)	
	本店所在地	(〒 -)
	電話番号	
	出資持分の額	円
分割承継法人 (出資持分被承継法人)	法人名	
	本店所在地	(〒 -)
	法人名	
	本店所在地	
(B) 消滅法人	法人名	
	本店所在地	(〒 -)
	出資持分の額	円

分割承継法人 (出資持分承継法人)	(ふりがな)	
	法人名	
	(ふりがな)	
	代表者名	
	(ふりがな)	
	本店所在地	(新設)
	電話番号	
	出資持分の額	円
分割承継法人 (出資持分被承継法人)	法人名	
	本店所在地	(新設)
	法人名	
	本店所在地	
(B) 消滅法人	法人名	
	本店所在地	(新設)
	出資持分の額	円

- (注) 1 本届出書は、会社分割後速やかに、新たに出資持分を受け取る分割承継法人が提出してください。なお、分割承継法人において、保証の利用がある場合には、あらかじめ保証契約の変更手続を経た上で、本届出書の提出を行ってください。
- 2 ①分割契約書(その写しを含みます。)、②出資持分を承継する分割先の法人分の履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本(いずれも発行から3か月以内のものに限るものとし、かつ、登記情報提供サービスを利用して取得したものを除くものとし、これらの写しを含みます。)を添付してください。
- 3 記入欄が足りない場合は、別紙に必要事項を記載して、添付してください。
- 4 本店所在地は、履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の表記のとおり記載してください。
- 5 本届出書は、電磁的記録により作成することができます。

- (注) 1 本届出書は、会社分割後速やかに、新たに出資持分を受け取る分割承継法人が提出してください。なお、分割承継法人において、保証の利用がある場合には、あらかじめ保証契約の変更手続を経た上で、本届出書の提出を行ってください。
- 2 ①分割契約書(その写しを含みます。)、②出資持分を承継する分割先の法人分の履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本(いずれも発行から3か月以内のものに限るものとし、かつ、登記情報提供サービスを利用して取得したものを除くものとし、これらの写しを含みます。)を添付してください。
- 3 記入欄が足りない場合は、別紙に必要事項を記載して、添付してください。
- 4 本届出書は、電磁的記録により作成することができます。

附 則
この規程の変更は、令和7年4月1日から実施する。